熊谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例（案）に対する意見及び市の考え方

１　意見募集期間
令和４年９月２６日（月曜日）～令和４年１０月２５日（火曜日）まで

２　意見の提出者数及び意見の件数
提出者数　　４名
意見の件数　１６件

３　意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
Ｐ２ ２　本条例の骨子 ２　対象 ２　地域住民等	事業区域の境界から５０ｍ以内と定められておりますが反射光や音の影響を考慮すると、１００ｍ以上は必要かと思います。	既存の熊谷市太陽光発電施設等の設置に関するガイドラインでは２０ｍ規定でしたが条例では５０ｍとしました。 １００ｍの範囲については貴重な御意見としてお受けします。
Ｐ２ ２　本条例の骨子 ３　特徴 １　事業者に求める事項	事業者に過去の導入実績について、提示を求めます。 また、既設の地域等から苦情の多い事業者は、排除すること。	過去の実績については必要に応じて経済産業省のホームページで確認します。 他の地域を含め、苦情の発生状況を網羅することは困難であるため、苦情が生じないように地域と円滑な関係を築くよう指導します。
	設備を設置した後、想定外の問題が発生した場合等で、行政指導を確実に遵守できる事業者であること。	事業者に事前協議を行う際の資料として、経年劣化や災害対応を含めた維持管理及び処分費用に関する資金計画や、事業中止・廃止時の計画書、用途廃止後に関する確約書の提出を求めます。
	経年劣化による発電量減少をあらかじめ算出させることにより、パネルなどの入れ替え時期が推測できるため、そ	

Ｐ２ ２　本条例の骨子 ３　特徴 １　事業者に求める事項	の見積の提出も求める。	
	廃棄方法についてもあらかじめきちんと検討させ、撤去方法及び推定費用の根拠を明示させる必要があると考えます。	
	完成後、別の事業者に変更となる場合があり、問題が生じた際、速やかに対処が依頼できるよう、事業者が変更となった場合には、１カ月以内に市へ変更時期、変更先の名称、住所、連絡先を報告し、併せて変更後の情報を施設へ表示するよう望みます。	事業計画の変更があった場合は、事業者に速やかに変更届の提出を求めます。 事業を継承した場合は、変更後１０日以内に継承届出の提出を求め、同時に事業標識の変更も求めます。
Ｐ２ ２　本条例の骨子 ３　特徴 １　事業者に求める事項 ア　説明会	説明会を開催しても対象となる地域住民等が集まらず、実質的なものにならないおそれがあることから、単なる実績づくりのための行為にならないようにすること。 例）対象となる地域住民等の２／３以上の出席があること。 例）説明会の代替手段として、説明資料を配布し、意見を求める方法にする。	事業計画の周知を行い、出席できない場合でも意見を提出する機会を設けるよう、事業者に求めます。
	太陽光発電はカーボンニュートラルのためにも有効な発電手段であることから、太陽光発電設備を設置しても、大きな問題が懸念されないのにも関わらず、単なる反対運動として地域住民等を巻き込み設置を阻止するきっかけに、	太陽光発電がクリーンエネルギーであり現代社会において必要不可欠な存在であることを御理解いただきながら、地域における心配事や問題点について、地域の方と協議を行い懸念事項を解消するための説明会とするよう事業者に指導します。

Ｐ２ ２　本条例の骨子 ３　特徴 １　事業者に求める事項 ア　説明会	説明会がならないようにすること。	
	回覧板による周知ではなく説明会を開催して事業計画の説明を受けたい。	事業者に説明会の開催を義務づけます。
	所有者から伐採の許可、承認を得ず勝手に伐採することがないよう、森林の伐採は全ての手続きが完了してから伐採するように希望する。	説明会で土地所有者等へ事業計画の説明を行い、理解を得てから計画を進めるように指導します。
	実施報告書の提出をもって説明会の手続きが完了したとみなすために、説明会実施後２週間以内に実施報告書を市に提出すること。	事業計画の届出までに結果報告書の提出を求めます。 説明会に対する意見があった場合には、事業者にその内容と対応について報告を求め地域住民等と協議を行うよう指導します。
Ｐ２ ２　本条例の骨子 ３　特徴 １　事業者に求める事項 ウ　抑制区域	傾斜地は、保水力がなく、土砂の流出または崩壊等が発生する可能性があるため、傾斜地への設置条件（具体的に傾斜地の幅×長さ及び傾斜斜度）を定め抑制する。	太陽光発電システムの各種ガイドライン及び関係法令で定める設置の基準を遵守するよう規定し、傾斜地においても設備を適正に設置するよう指導します。
	住宅地への設置を制約することができないのか。	一般住宅の屋根にも設置されていること及び、土地利用について行政では制限できないことから、設置を制約することは難しいと考えます。

Ｐ２ ２　本条例の骨子 ３　特徴 １　事業者に求める事項 オ　費用の確保	供託金を設定し工事完了後、一定期間において供託金（例３００万円）を事業者から預かり、完成後、市道、水路等が水害等により速やかな対策工事が必要となった際に、事業者が対応しない場合の費用に充てる。	施工に伴う被害が生じた場合には、事業者の責任において、速やかに原状回復を行うように求めます。
	事業者と土地所有者が同じ場合に、所在不明になった際の撤去費用を事業者から事前に担保しておくべきである。	貴重な御意見として、今後の事務の参考とさせていただきます。
Ｐ３ ２　本条例の骨子 ３　特徴 ３　市が必要に応じて行う措置 ア　立入調査	災害リスクの高い施設の場合には、完成後の立入検査を実施し、適切な処置を指導することができる。	工事完了の届出を受理した後その内容と現地の確認を行います。 また、必要に応じて事業区域に立入し、状況確認及び事業者へ指導を行います。